

二三庶政遺第一七九七號

昭和二十三年十月二十二日

鹿兒島縣民生部世話課長

引揚援護廳復員局長殿

臨時北部南西諸島向輸送する元陸軍関係軍人

軍属の遺骨遺留品名簿等の提出についで

復員發第八六號に基く首題の件別冊の如く提出す

一輸送遺骨遺留品教次の如し

遺骨 本骨 一五七柱

靈壘 九九三柱

遺留品 三三個

二書類提出區分

送付書類

死歿者(遺骨)名簿

提出部数

三十一

摘 西女

和英兩文にて記載す



遺留品名簿

三  
一  
一

和英両文に記載す

要重複傳達遺骨名簿

三  
一  
一

和英両文に記載す

遺骨傳達名簿

二  
一  
一

和文のみに記載す

遺留品名簿

三  
一  
一

同右  
受領印用す

要重複傳達遺骨名簿

三  
一  
一

同右

事務連絡事項(三麻各遺)

三  
一  
二

和文のみに  
各所村迄配布す

挨拶状 (復員局調整)

三  
一  
二

同右

重複傳達についての事務連絡事項  
(三麻各遺事一七九号)

三  
一  
二

同右  
信箋編三冊

重複傳達についての遺族の通知状

三  
一  
一〇七

同右

備考

遺骨傳達名簿は二部のみ送付するから復員局若くは外務省の控  
を有累された一死没者名簿と同意義であり単に受領印用として送付するものあり

遺留品名簿

現品到着せば至急本受領証を送付願ひたい

受領証

臨時北部南西諸島向輸送する遺骨遺留品名簿等

左記の如く受領す

左記

一 死者(遺骨)名簿(和英西文にて記載のもの) 三

遺留品名簿(同) 右( ) 三

要重複傳達遺骨名簿(同) 右( ) 三

遺骨傳達名簿 二

遺留品名簿 三

要重複傳達遺骨名簿 三

事務連絡事項(三庶者遺第一七九号) 三

挨拶状(復員局調書) 三

重複傳達に付その事務連絡（三庶事遺第七九五号）三  
重複傳達に付その遺族への通知状

三  
係編三冊

昭和二十三年 月 日

受領責任者

引揚接護兩廳復員局

職

氏

名

印

鹿児島県民生部支店課長殿

積荷目録

第三復員局關係 (元海軍) 1

行先	個數容量	梱包個數	容積	重量
	種類			
沖繩	大型	24 個	3,312 <sup>m<sup>3</sup></sup>	1,200 <sup>kg</sup>
	中型	14	1,764	364
	小型	3	0,105	18
	計	41	5,181	1,582
奄美大島	大型	2	0,276	100
	中型	3	0,378	78
	小型	1	0,035	6
	計	6	0,689	184
合計		47	5,870	1,766

昭和23年10月28日

日本國厚生省引揚援護廳

第三復員局殘務處理部長